

2. 申請について

(1) 保育の必要性の認定

① 認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「認定制度」と「給付制度」に大別されます。

認定には「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」があります。「子どものための教育・保育給付認定」には1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分があり、「子育てのための施設等利用給付認定」には新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。お子さんの「年齢」「保育の必要性の有無」「利用する施設・サービス」等によって認定区分が異なります。

認可保育園・認定こども園(保育時間利用)・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)の利用・入園を希望される方は、市が定める基準のもとに「子どものための教育・保育認定の2号・3号認定」を受ける必要があります。

■子どものための教育・保育給付

認定区分	認定の条件※1	保育時間区分	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間 (概ね、4時間)	幼稚園(施設型給付園) 認定こども園 (教育時間利用)
2号認定	満3歳以上で、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園 認定こども園 (保育時間利用)
3号認定	満3歳未満で、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園(保育時間利用)・小規模保育園・家庭的保育者等

■子育てのための施設等利用給付

認定区分	認定の条件※1	保育時間区分	利用の該当施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成幼稚園)
新2号認定	4月1日時点が満3歳以上で※2、 保育の必要性の事由 に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園 認定こども園(教育時間利用)※3 認証保育所、認可外保育施設※4
新3号認定	4月1日時点が満3歳未満で※2、 保育の必要性の事由 に該当する住民税非課税世帯の子ども	時間区分の認定なし	一時保育、預かり保育 病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター

※1 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

※2 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。

※3 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号認定を受けることで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

※4 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は除きます。

② 保育を必要とする事由と利用できる時間

保護者が恒常的に下表に該当する理由で家庭保育ができない場合に認定資格が生じます。保育を必要とする事由は市が認定します。保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、お子さんが保育園等を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。就労の実態等に応じて必要な範囲で利用することができます。また、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用者負担額(保育料)はそれぞれ異なります。

保育を必要とする事由	基準	保育標準時間	保育短時間
①就労※1	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。	○	○
②疾病、負傷又は心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。	○	○
③介護又は看護※1	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護・介護又は一部看護・介護が必要と認められる者の看護・介護が常態であること。	○	○
④災害	災害(火災・風水害・地震等)の復旧に当たっていること。	○	○
⑤就学※1	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学(通学又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること)が常態であること。	○	○
⑥出産	出産のため保育が困難であること。 (認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間) ※出産後、育児休業取得希望の場合はP.28～29参照。	○	○
⑦育児休業	入園後に出産し育児休業を取得する場合で、継続利用が必要であること。(認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できる。P. 28～29参照)		○
⑧求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 (認定期間は3か月まで。P.26参照)	※2	○
⑨両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があって保育が困難であること。	※2	
⑩その他	上記の他、保育が必要と認められる場合		

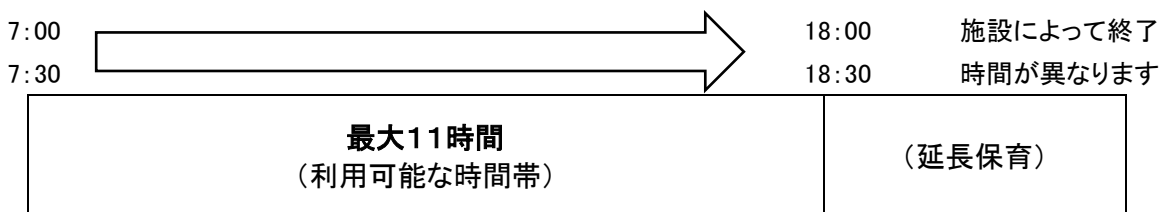
※1 「就労」・「介護又は看護」・「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ると、保育園等の入園資格がなくなりますのでご注意ください。

※2 保育の必要性の実態に応じて時間区分を認定します。

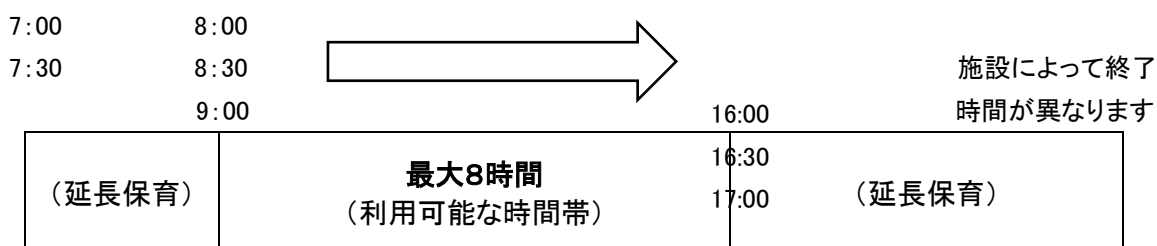
- ①、②、③、⑤の事由は、就労証明書等その他必要書類を審査し、短時間又は標準時間に認定します。
 ④、⑥の事由は、基本的には標準時間認定ですが、保護者の希望により短時間認定も可能です。
 ⑦の事由は、短時間のみの認定です。
 ⑧は、基本的には短時間認定ですが、特別な事由がある場合に限り標準時間とします。

<保育時間区分について>

保育標準時間・・・最大11時間



保育短時間・・・最大8時間



※利用時間は施設によって異なります。

※延長保育は別途料金がかかります。詳細については直接園にお問い合わせください。

<支給認定証について>

支給認定証の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日の2日前までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を基本的な有効期間として取り扱います。

なお、支給認定証は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

また、3号認定のお子さんが、2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行いますので保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。

(2)申請の手続きから入園の決定まで

①はじめに確認していただきたいこと

- ・必要書類(P.20～P.23)をよくご確認の上、申請してください。
- ・保護者(父母両方)の方の『保育の必要性を確認する書類』(P.21参照)を揃えた上で、申請してください。
- ・必要書類や記入方法など、不明な点がある場合は事前に保育・幼稚園課へ相談してください。4月入園(一次募集)の申請期間は相談等で電話及び窓口が大変混み合うため、**相談を希望される場合は、申請期間開始前にご相談いただくことをお勧めします。**
- ・希望する保育園等の受入れ年齢、受入れ人数、開園時間、延長保育時間等を事前にご確認の上、必ず利用可能な施設のみ記入してください。保育の利用申込書の「入所を希望する保育所等の名称」欄は、5か所全てを記入する必要はありません(入園決定後または入園後に、「開園時間が合わない」「雰囲気が違う」などの理由により、転園希望の相談があります)。
- ・各保育園等は、それぞれの園の特徴を生かした保育を行っています。お子さんは就学前までの大切な時期を保育園等で過ごすこととなります。そのため、お子さんにより適した園を選択することが大切です。申請される前に入園を希望する保育園等にご連絡の上、お子さんを連れて保育の様子などを必ず見学してください。**※家庭的保育者(保育ママ)をご希望の方は、見学をされていないと申請することができません。**
- ・アレルギー、てんかん、けいれん、喘息、障がいなどの特別な配慮が必要なお子さんは、見学の際にお子さんの状況や様子を伝え、対応等についてご相談、ご確認ください。
- ・FAX、夜間・祝日・日曜窓口、及び市民センター窓口での申請や書類提出は取り扱っていません。
- ・入園は毎月1日付けのみであり、月途中の入園はありません。
- ・この申請は、保護者が「町田市保育の利用申込書取下げ届」を提出しない限り2025年3月まで有効です。
- ・虚偽の内容で申請した場合は、内定・入園を取り消します。
- ・保育園等への入園については、希望者が多数いるため入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②入園できる年齢

入園月の1日に生後8週間を過ぎているお子さんから、小学校入学前までのお子さんが対象ですが、保育園等によって受入れ年齢が異なります。町田市認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)一覧(P.53~P.60)をご確認ください。2024年4月1日の年齢がクラスの年齢基準になります。

クラス年齢	該当する生年月日
0歳児	2023年4月2日以降に生まれた子 ※1
1歳児	2022年4月2日 ~ 2023年4月1日生まれ
2歳児	2021年4月2日 ~ 2022年4月1日生まれ
3歳児	2020年4月2日 ~ 2021年4月1日生まれ
4歳児	2019年4月2日 ~ 2020年4月1日生まれ
5歳児	2018年4月2日 ~ 2019年4月1日生まれ

※1 2024年4月1日入園可能なお子さんは、2024年2月4日生まれまでのお子さんです。出産(予定日)が申請締切後になる場合でも、出産前に申請できます。(出産が2月5日以降の場合は5月以降の選考となります。)その際、保育の利用申込書の申請児童名の氏名は名字のみ、生年月日は出産予定日で記入してください。

③各保育園等の募集人数

まちだ子育てサイトをご覧ください。公開日は次のとおりです。

☆4月入園一次募集人数:2023年9月1日(金)から

(2023年11月1日(水)に一度更新予定です)

☆4月入園二次募集人数:2024年1月12日(金)から

(二次募集の締切日前日まで随時更新します)

☆5月以降の募集人数 :前月の6日から

(例月申請締切日まで随時更新します)

[まちだ子育てサイト](https://kosodate-machida.tokyo.jp) <https://kosodate-machida.tokyo.jp>

→「あずける」→「幼稚園・保育園等に入園したい方へ」

→「保育施設(保育園等)」をクリック

右の二次元バーコードを読み取ると、「保育施設(保育園等)」のページが開きます。



④申請方法

オンラインまたは郵送で申請してください。ただし、お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がい、投薬等が必要な場合、また市外の保育園等を申請する場合は町田市役所2階保育・幼稚園課 204 窓口で申請が必要です。(P.17 参照)なお、申請方法に関わらず、申請期間は同じとなります。(窓口申請については、土・日曜日、祝日は除きます。)

オンライン申請



2023年10月1日からオンライン申請がスタートします

スマートフォンまたはパソコンで、いつでも、どこでも申請できます。以下のまちだ子育てサイトから申請してください。なお、申請期間最終日の 23 時 59 分受信分までを期間内の申請とみなします。

まちだ子育てサイト <https://kosodate-machida.tokyo.jp>

[まちだ子育てサイト](#)>[あずける](#)>[幼稚園・保育園等に入園したい方へ](#)>[保育施設\(保育園等\)](#)>

[2024年度の入園申込みについて](#)>[オンライン申請\(2024年度入園・転園\)](#)

●事前にご準備いただくもの●

・スマートフォンまたはパソコン

・必要書類(P.21～23)

※必要書類は画像ファイル形式(対応拡張子:PNG・JPG・JPEG)

または PDF 形式で添付してください。

[2023年10月～
オンライン申請
はこちら](#)→



●申請の流れ●

- ①アカウント(Google、LINE、グラファer)でログイン または メールを認証する
(アカウントでログインしていただくと、申請の一時保存が可能です。)
- ②必要事項の入力および必要書類の添付
- ③申請完了後、自動応答の申請到達メールが届く
(申請到達メールに記載されている URL から申請内容の確認ができます。)

※詳しい操作方法については、まちだ子育てサイトに掲載されている『**オンライン申請操作方法**』をご覧ください。

※締め切り間際のアクセス集中等、予期せぬ通信障害が起きた場合のトラブルについては一切責任を負いません。期日には余裕をもって申請してください。

郵送申請



郵便申請票(P.61 または P.62)を切り取り、貼り付けた封筒(封筒、郵送料は各自でご負担いただきます)に必要な書類を封入して申請期間内に送付してください。なお、郵便申請票には差出人の氏名及び住所を必ず記入してください。

書類受領後概ね1週間前後で受付票を発送しますので、これをもって申請書等が受理されたかどうかご確認ください。お電話での到着確認の問い合わせには対応できかねます。

※郵送で申請された場合でも、保育の必要性の審査等のため電話による聞き取りや窓口にお越しただいで対面での確認をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

※所定の切手を貼り、料金不足のないように必ず期間内に送付してください。

※料金不足で到着した場合には、受理せず原則として書類一式を返却します。

※未着・不着等の郵送事故には責任を負いかねます。ご心配な場合は、追跡可能な郵便で送付してください。

窓口申請

以下のいずれかに該当する場合は、申請内容の確認等を窓口で行う必要があるため、オンライン及び郵送では申請できません。町田市役所2階 保育・幼稚園課 204 窓口で申請してください。なお、以下のいずれにも該当しない場合は、町田市役所2階保育・幼稚園課 204 窓口に設置されている提出専用ポストを利用してください。

窓口で申請が必要な方

- お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がい、投薬等が必要な場合
- 市外の保育園等を申請する場合

- 申請時間は8:30～17:00です。
- 申請期間のうち、土・日曜日、祝日は除きます。
- 提出専用ポストへ投函できる時間も上記と同様です。

※書類受領後、受付票を発送しますので、これをもって申請書等が受理されたかどうかご確認ください。お電話での受理確認の問い合わせには対応できかねます。

※提出専用ポストを利用する場合は、封筒(各自でご用意いただきます)に申請書等を入れ、封をして投函してください。

ご注意ください！

申請書類の記入内容に重要な項目が記載されていない場合や、必要書類に不備がある場合等は、入所選考上適正な審査ができなくなります。追加で必要書類の提出を郵送等で依頼する場合がありますので、期日に余裕をもって申請してください。

記入内容や必要書類についてご不明な点がある場合には、事前に相談してください。

※市外に住所を有し、町田市内の保育園等を申請する場合は、住民登録のある市区町村に申請が必要です。ただし、町田市に転入予定の場合は、申請先について住民登録のある市区町村に事前に確認してください。

⑤4月入園(転園)申請の流れ

①認定こども園を第1希望とする
2号児(3～5歳児クラス)の入園申請
申請期間: 2023年10月2日(月)～
10月13日(金)
申請場所: 第1希望の各認定こども園

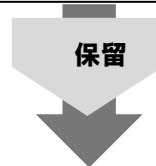
②認可保育園
認定こども園 3号児(0～2歳児クラス)
小規模保育園
家庭的保育者(保育ママ)の入園申請
申請期間: 2023年10月1日(日)～11月6日(月)必着
(窓口は土・日曜日、祝日を除く)
申請方法: オンライン申請または郵送申請
※P.17に記載の「窓口で申請が必要な方」に該当する場合は、窓口申請が必要です。

市外の保育園等の入園申請については、P.25を確認してください

書類確認
書類内容を電話等で確認する場合があります。

審査・選考

一次募集(選考)結果(内定・保留)通知書
2024年1月15日(月)頃到着予定
内定した方が辞退をした場合には、4月二次選考の対象にはならず、5月入園からの対象となります。
※2024年度中は辞退した園を再度希望園に入れることができません。



二次募集(欠員募集)
○4月入園(転園)の申請期間内(2023年10月1日(日)～11月6日(月))に申請されなかった方は、この期間に申請してください。
○4月入園(転園)の一次選考で保留となった方の希望保育園等の変更、保護者の状況(就労等)の変更などの申請はこの期間に行ってください。
申請期間: 2023年11月7日(火)～2024年2月2日(金)必着
(窓口は土・日曜日、祝日を除く)
申請方法: オンライン申請または郵送申請
※P.17に記載の「窓口で申請が必要な方」に該当する場合は、窓口申請が必要です。
※一次選考後に欠員がある保育園等のみ二次選考を行います。
ただし、4月入園の内定を辞退した方は、二次選考の対象になりません。なお、空きがない(発生しない)場合、二次選考は行いません。

入園内定保育園等での入園説明会・健康診断及び金融機関での保育料口座振替手続き終了後、4月1日に承認通知書を発送します。



審査・選考
選考結果
2024年3月7日(木)頃到着予定です。



入園

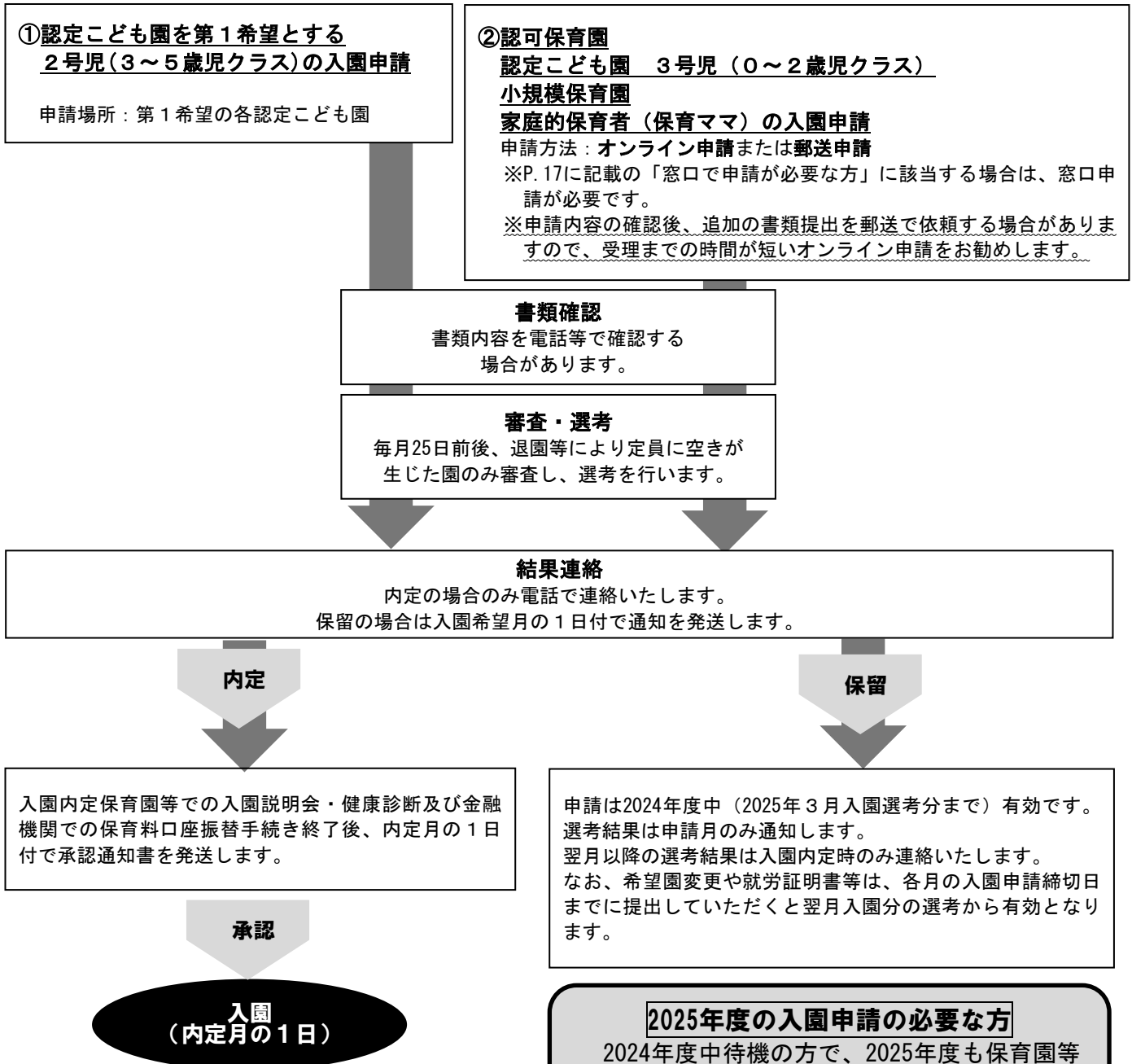
〔徐々に環境に慣れていただくため、慣らし保育を行う場合があります。〕

申請は、2024年度中(2025年3月入園選考分まで)有効です。
5月以降の選考結果は入園内定時のみ電話連絡いたします。なお、希望園変更や就労証明書等は各月の入園申請締切日までに提出してください。

※4月の転園希望者及び2023年度申請中で待機となっている方も、上記期間内に申請してください。

2025年度の入園申請の必要な方
2024年度中待機の方で、2025年度も保育園等入園及び転園を希望する方は、新年度用の申請が必要です

⑥5月以降の入園(転園)申請の流れ



2025年度の入園申請の必要な方

2024年度中待機の方で、2025年度も保育園等入園及び転園を希望する方は、新年度用の申請が必要です

締切日が土・日、祝日の場合
前開庁日が締切日です

5月以降の毎月の締切日

入園希望月	締切日(必着)
5月1日	4月15日
6月1日	5月15日
7月1日	6月14日
8月1日	7月12日
9月1日	8月15日
10月1日	9月13日
11月1日	10月15日
12月1日	11月15日
1月1日	12月13日
2月1日	1月15日
3月1日	2月14日

募集人数は前月6日にまちだ子育てサイトで公開します。
右の二次元バーコードを読み取ると、「保育施設(保育園等)」のページが開きます。



⑦必要な書類

A、Bの書類は、まちだ子育てサイトからダウンロード・印刷することができます。

[まちだ子育てサイト](https://kosodate-machida.tokyo.jp) <https://kosodate-machida.tokyo.jp>

[まちだ子育てサイト](#)>[あずける](#)>[幼稚園・保育園等に入園したい方へ](#)

[保育施設\(保育園等\)](#)>[各種オンライン申請・書式ダウンロード](#)

[書式ダウンロード](#)

[はこちら](#)→



A. すべての方が必要な書類(転園申請も同様です)

必要な書類	注意事項
・【1-1】2024年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書	オンライン申請の場合は、入力フォームに従い必要事項を入力してください。
・【1-4】2024年度保育の利用申込みに関する同意書(保育・幼稚園課提出用)	すべての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。 ※オンライン申請の場合は、すべての事項をよくお読みの上、申請にお進みください。

必要書類早見表

必要書類		就労証明書	個人事業主の証明書類※1	スケジュール表	主治医の診断書	在学証明書および時間割等	母子健康手帳のピ	納品書または発注書	他施設の領収書	保育士証等のコピー	
保護者の事由・世帯の状況	会社勤務(採用予定含む)	○		○※4						○※2	
	育児休業中で復帰予定	○※3									○※2
	個人事業主(居宅外・居宅内)	○	○								
	内職	○							○		
	出産						○				
	疾病・障がい				○						
	看(介)護			○	○						
	求職										
	就学(予定含む)			○※5		○※5					
状況	認可外保育施設を利用	○							○		
	妊娠中の方						○				

- ※1 直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピーを提出してください。
- ※2 保育士・看護師・幼稚園教諭の免許をお持ちで、町田市内の認可保育園等で「1日6時間以上、かつ月20日以上」または「1日8時間以上、かつ月16日以上」の勤務(予定)の場合。
- ※3 「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。
- ※4 2つ以上の就労先で就労している場合はスケジュール表を提出してください。
- ※5 スケジュール表または時間割のどちらか一方を提出してください。

B. 保育の必要性を確認する書類(父・母および60歳未満の同居祖父母の分それぞれ必要です)

保護者の事由		必要な書類	注意事項	
就労	会社勤務の方 (採用予定含む)	・就労証明書(町田市書式)※		
	育児休業中で復帰 予定により申請す る方	・就労証明書(町田市書式)※	「⑬育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業 期間が記載された就労証明書を提出してください。 入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をし ます。したがって、期限までに復帰しない場合は、入園承認 の取消し、または退園となります。詳しくはP.27「育児休業 取得中での申請」を確認してください。 雇用形態が「契約」「派遣」の方は、育児休業復帰後の契 約・派遣先と復帰後の就労日数・時間が就労証明書で証明 される場合には「就労」で選考しますが、決定していない場 合は「求職活動」で選考します。詳しくは、まちだ子育てサイ トに掲載されている「よくあるお問い合わせ」の「点数(選考 指数)・選考方法」を確認してください。(P.41参照)	
	個人 事業主	居宅外	・就労証明書(町田市書式)※	個人事業の開業・廃業等届出書のコピーが準備できない場 合は、報酬等が客観的に分かるもの(直近の確定申告書等 の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿 謄本、直近3か月内の帳簿等、「個人事業主であることを証 明するもの」のいずれかのコピー)を提出してください。 これらの書類が提出されない場合は「求職活動」で選考しま す。
		居宅内	・個人事業の開業・廃業等届出書 のコピー	
内職の方	・就労証明書(町田市書式)※ ・直近の納品書もしくは発注書			
出産	・母子健康手帳(母の氏名・ 分娩予定日のページ)のコピー	出産月をはさみ前後2か月(最大5か月)は、「出産」の要件 での申請となります。詳しくはP.27「入園希望月の1日が 出産事由の場合」を確認してください。		
疾病・障がい	・医師の診断書 または、手帳のコピー	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神 障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証(要件が看 (介)護の場合)などを提出してください。		
看(介)護	・医師の診断書 または、手帳のコピー ・スケジュール表(町田市書式)			
求職	なし	求職中で入園した方は3か月間の期限付き入園となりま す。詳しくはP.26「求職中での申請」を確認してください。		
就学(予定含む)	・在学証明書 ・スケジュール表(町田市書式)ま たは時間割等	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提 出してください。		

※就労証明書に代表者印は不要です。(ただし、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データが無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。)

※就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は二重線を引いてください(証明する雇用主に無断での訂正はできません)。また、修正液等での訂正は無効です。

ご注意ください!

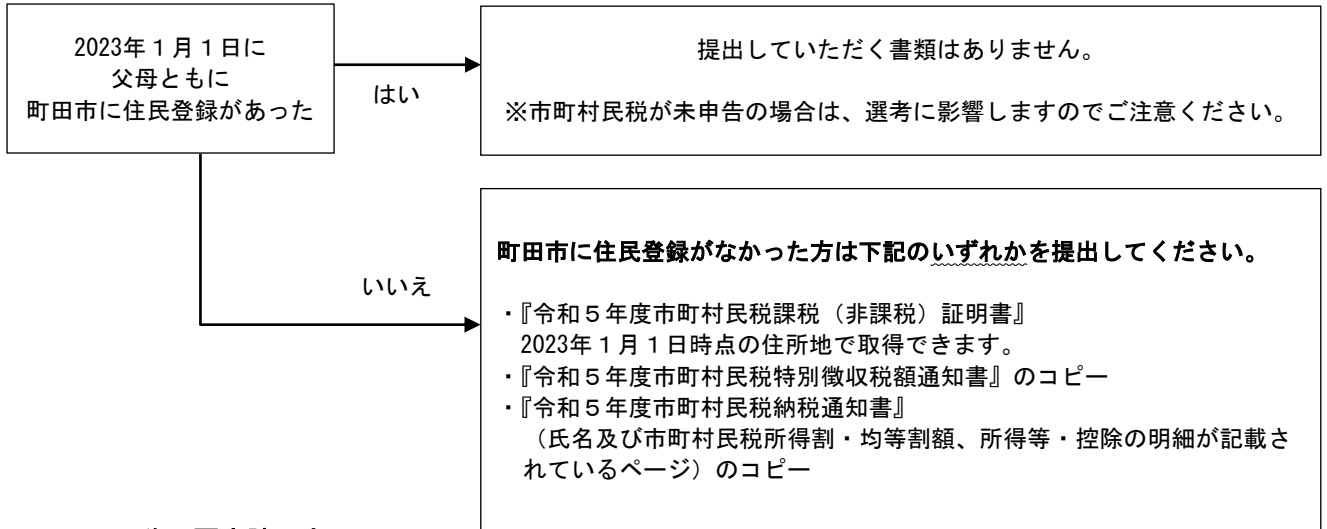
- ・町田市外の保育園等を希望される場合は、各市区町村によって入園の要件・必要書類が異なりますので、保育園等の所在する市区町村にご確認の上、申請してください。
- ・医師の診断書の有効期間は、証明日から6か月以内です。また「診断名」と「初診日」の記述が必要です。

C. 状況により必要な書類

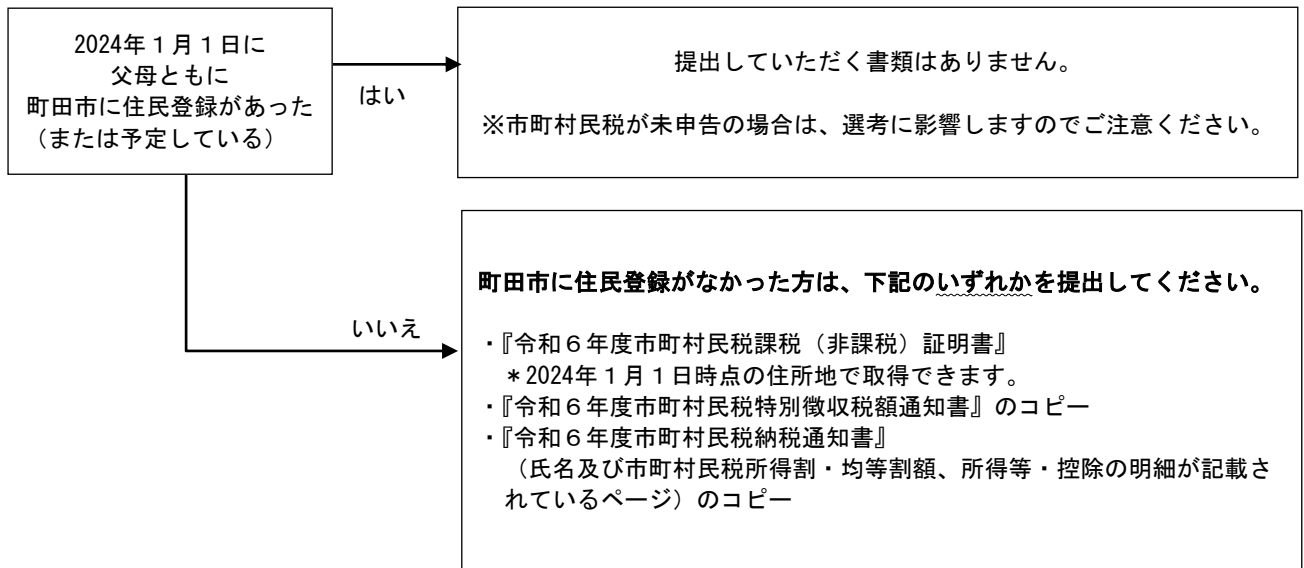
書類が必要な方		必要な書類	注意事項		
お子さんについて	認可外保育施設や一時保育等を利用している方	直近2か月で月12日以上・1日4時間以上利用したことが分かる、以下のいずれか一点 ・領収書のコピー ・在籍証明書 ・保育料が引き落とされている通帳のページと通帳の名義人の分かる表紙のコピー	他施設利用での加点は、就労証明書に直近2か月で1日4時間、月12日以上勤務したと確認できる実績が記入されている場合に限りです。詳しくは、まちだ子育てサイトに掲載されている「よくあるお問い合わせ」の「点数(選考指数)・選考方法」を確認してください。(P.41参照)		
	2つ以上の就労先で就労している方	・スケジュール表(町田市書式)	2つ以上の就労先で就労している方は、各就労先での就労時間が分かるようにスケジュール表を記入の上、提出してください。		
	保育士等の免許をお持ちで、市内の保育園等または市内の東京都認証保育所で就労(採用含む)している方	・保育士証等のコピー	保育士・看護師・幼稚園教諭の免許をお持ちで、「1日6時間以上、かつ月20日以上」または「1日8時間以上、かつ月16日以上」の勤務の場合に限りです。転園申請の場合は、調整指数オの対象外となるため、提出は不要です。		
保護者について	妊娠中の方	・母子健康手帳(母の氏名・分娩予定日のページ)のコピー	申請時に妊娠している場合で入園希望月1日が産前・産後休暇期間にあたる場合は、申請時に就労中であっても「出産」の要件となりますのでご注意ください。詳しくはP.27「入園希望月の1日が出産事由の場合」を確認してください。		
	ひとり親の方	3か月以上遺棄されている場合	なし	搜索願の受理番号を申し出てください。	
		離婚を前提に3か月以上別居している場合	・ひとり親として申請する方の健康保険証のコピー	「別居」とは住民票を別にし、及び生活の実態を分けていることを指します。	配偶者の健康保険等の扶養に入っている場合、もしくは健康保険証のコピーの提出がない場合はひとり親として申請することができません。
		離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申し立てしている場合	・離婚調停の申立書のコピー ・ひとり親として申請する方の健康保険証のコピー		
		住民票を異動することはできないが、家庭裁判所へ離婚調停を申し立て、調停の初回呼出日から3か月経過した場合	・離婚調停の呼出状のコピー ・ひとり親として申請する方の健康保険証のコピー		
離婚、死別、未婚の場合	なし	住民票上同一住所の場合は、ひとり親としての申請になりません。			

D. 税額のわかる書類

《4月から8月入園申請の方》



《9月以降入園申請の方》



《税額のわかる書類について》

- 保護者の書類が必要です → 保護者（父母）それぞれの方の書類が必要です。
締切日までに提出がない場合、選考は書類不備扱いとなります。
- 祖父母と同居されている方 → 保護者の収入の合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として保育料を決定いたします。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。
- 養育費を受けている方 → ひとり親の方で、子の父又は母から養育費を受けている方は、主たる生計者を決定する際、養育費一年分（4月～8月入園申請の方は2022年1月～12月、9月以降入園申請の方は2023年1月～12月）の金額がわかる書類（通帳のコピー、書留のコピー等）を提出してください。
- 生活保護を受給されている方 → 『生活保護受給証明書』を提出してください。
- 海外に住んでいた方 → 『【1-13】海外居住者用 収入申告書』をご記入の上、提出してください。
→ まちだ子育てサイトからダウンロードできます。（P.42参照）
- 上記のいずれの書類も提出できない方 → 保育・幼稚園課支援係（042-724-2137）まで相談してください。

⑧選考方法

町田市保育所等入所選考基準に基づき、申請されたお子さんのなかで指数の高い順に選考します。ただし、次の場合には優先的に選考します。

- ・認定こども園または家庭的保育者(保育ママ)を第1希望としている方
- ・2歳児までの保育施設(P.60参照)を卒園し、3歳児の申請が改めて必要となる方

⑨入園の決定

- ・結果(内定・保留)通知書到着前の選考結果についての電話等でのお問い合わせにはお答えできません。ご了承ください。
- ・虚偽の内容での申請及び不正な事実が判明した場合には、内定・入園を取り消します。
- ・保留通知書は初回のみ送付します。1回の申請に対して1度のみの通知となりますので、待機中に保留通知書が必要な場合は手続きが必要となります(P.42「【1-8】町田市保育の利用保留通知書(保育所等入所待機証明書)発行依頼書」)。
- ・保育園等に内定連絡の後、各園又は連携保育園で入園説明会、健康診断を受け、入園が決定されます。
- ・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)に内定の方は、園又は保育者と保護者との間で利用契約をします。
- ・入園は毎月1日からとなります。月途中からの入園はできません。

▽申請された方の結果通知(内定通知書・保留通知書)は、以下のように発送いたします。

選考対象月	対 象 者	内定の場合	保留の場合	到着予定日
4月	一次 2023年10月1日(日)～ 2023年11月6日(月)の間に 申請された方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」を 郵送します	2024年1月15日(月)頃
	二次 一次選考で保留の方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」は 初回のみ発送の ため、二次では 郵送物はありません	内定の場合のみ 2024年3月7日(木)頃
	2023年11月7日(火)～ 2024年2月2日(金)の間に 申請された方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」を 郵送します	2024年3月7日(木)頃
5月以降	2024年2月3日(土)以降に 申請された方	入園前月の下旬 に電話でご連絡 いたします	「保留通知書」を 入園希望月の 1日付けで郵送 します	

(3)申請にあたっての注意事項

①入園(転園)申請の取下げ

入園(転園)申請の希望を取りやめる場合は、速やかに「町田市保育の利用申込書取下げ届」を提出してください。特に、転園申請をしている場合は、転園内定と同時に在園中の保育園には通えなくなりますので転園の必要がなくなりましたら、速やかに届け出てください。

※まちだ子育てサイトからオンライン申請できます。また、「町田市保育の利用申込書取下げ届」をまちだ子育てサイトからダウンロードして、郵送で提出していただくことも可能です。

②転園申請

新規に入園申請をされる方と同様に、申請書類一式をご準備いただき申請してください。転園は、内定と同時に、在園中の保育園等において他のお子さんの入園を内定します。したがって、いかなる理由であれ在園中の保育園等へ戻ることはできず、転園しない場合は、退園となります。

転園は、よく検討してから申請してください。

※新規の入園申請と同様に、オンラインまたは郵送で申請してください。

③市外の保育園等の入園申請(転出予定、里帰り出産等)

保育園等の申請は、住民登録をしている市区町村で行うことになっています。市外の保育園等への入園を希望する方は、保育園等の所在する市区町村の保育園担当部署に申請締切日、必要書類、申請条件等を事前に確認し、希望先の市区町村の締切日の1週間前までに町田市の申請書を使用し町田市(市役所2階保育・幼稚園課204窓口)へ申請してください。

※オンライン及び郵送で申請できません。(P.17参照)

ご注意ください!

申請先の市区町村へ転出する予定がある場合は、転出先住居の「売買契約書」や「賃貸借契約書」などのコピー、税書類が必要となることがありますので、併せて確認してください。

④市外に転出予定がある方の町田市内の保育園等への申請

4月入園の場合…4月1日時点で町田市に住民票があることが入園の条件となりますので、4月1日以前に転出した場合は、内定・入園が取消しとなります。

5月以降入園の場合…入園月の1日時点で町田市に住民票があることが条件です。

ご注意ください!

転出後も町田市内の保育園等への入園を希望する場合は、転出先市区町村での入園申請が必要となります。ただし、選考対象となるのは、町田市民の選考が終わった後となります。

⑤市外から町田市内の保育園等への申請(転入予定等)

保育園等の申請は、住民登録をしている市区町村で行うことになっています。

町田市外にお住まいの方が町田市内の保育園等へ入園を希望される場合、お住まいの市区町村の保育園担当部署に申請先について必ずご確認の上、申請してください。

なお、転入予定の有無等によって、必要書類が異なります。転入予定の有無に関わらず必ずご用意いただく書類は町田市が指定する「保育の必要性を確認する書類」(P.20～23参照)と「2024年度保育の利用申込みに関する同意書」です。

(ア)町田市に転入予定のある方

＜入園希望月の申請締切日までに転入される場合＞

お住まいの市区町村を通さず、転入後に直接町田市へ保育園等の入園申請をしてください。

＜入園希望月の申請締切日以降に転入される場合＞

お住まいの市区町村を通して申請の上、転入後に必ず町田市民としての申請が必要です。住民票の異動手続き後、オンライン申請または町田市役所2階保育・幼稚園課204窓口へお越しください。なお、転入前の申請先については、事前にお住まいの市区町村にご確認いただきますようお願いいたします。

転入前にお住まいの市区町村から申請する場合は、P.20～P.23「必要な書類」に加えて、町田市転入予定住所、転入可能年月日等のわかる書類が必要です。(「売買契約書」、「賃貸借契約書」、「工事請負書」、「【1-18】同居(居住)についての同意書」等)

ご注意ください！

転入予定の方は町田市民と同様に選考します。ただし、入園希望月の前月末日までに町田市への住民票の異動と町田市役所保育・幼稚園課に町田市民としての申請がされない場合、内定しても入園は取り消しになります。保留となった場合、翌月以降は市外者として選考します。

(イ)町田市に転入予定のない方

町田市民の選考後、保育園等に空きがあった場合のみ選考の対象となります。

4月の入園を希望される場合は、一次選考の対象にはならず二次選考で町田市民の選考後に空きが生じたときに選考の対象になります。

⑥求職中での申請

求職中で入園した場合は、3か月間の期限付き入園となります。

求職中で入園した方は2か月以内に就労を決め、3か月目の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに就労証明書を提出してください。提出がない場合は退園となります。

また、就労先が決まった場合、支給認定証の保育の事由及び就労時間によっては保育時間区分が変更になりますので、就労を開始する月の前月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに「【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届」を提出してください。(まちだ子育てサイトのオンライン申請をご利用ください。)期日までに上記書類の提出がない場合には、保育時間区分を保育短時間(8時間)から保育標準時間(11時間)に希望されても翌月から反映できません。延長保育料がかかりますのでご了承ください。

⑦入園希望月の1日が出産事由の場合

入園希望月の1日が、出産(予定)月をはさみ前後2か月にかかる場合は、出産の事由で選考します。出産で選考するのは、出産予定月を含め最大で5か月間です。保護者(母)の保育を必要とする事由を「出産」で申請する場合は、出産後の予定を利用申込書に記入してください。なお、同時期に保護者(父)が出産にかかるお子さんの育児休業を取得する場合は、入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。

出産の事由で入園し、出産の認定期間後も在園を希望する場合、出産(予定)月の3か月日以降の保護者(母)の、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。出産(予定)月の2か月目の15日(土、日、祝日の場合は前営業日)までに、「【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届」と、変更後の事由を確認できる書類を、保育・幼稚園課に提出してください。(まちだ子育てサイトのオンライン申請をご利用ください。)

保育を必要とする事由を「出産」で申請をして保留(待機)になった場合、出産(予定)月の3か月日以降の保護者(母)の保育を必要とする事由の変更が必要です。「【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届」と、変更後の事由を確認できる書類を、保育・幼稚園課に提出してください。(まちだ子育てサイトのオンライン申請をご利用ください。)

⑧育児休業取得中での申請

育児休業取得者と認められるのは、**法令に基づく休業取得者のみ**です。

確認のため、就労証明書の「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間の記載が必要です。

(ア)育児休業から復帰予定での新規の申請について

入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。したがって、期限までに復帰しない場合は、入園承認の取消し、または退園となります。(復帰日が公休日で勤務日数が0日となる場合も入園取消しとなります。)

入園後に、「【1-12】産前産後休暇・育児休業復帰証明書(復帰月の就労実績の入ったもの)」を提出していただき、就労状況の確認をします。なお、育児休業中は、『調整指数 就労ウ』には該当しません(P.50参照)。

※「【1-12】産前産後休暇・育児休業復帰証明書」は、入園月の翌月の15日(土・日、祝日の場合は前開庁日)までに提出してください。

(イ)雇用形態が「派遣」「契約」の方について

産前休暇前の派遣・契約先について、育児休業復帰後にその雇用先や雇用条件が就労証明書で証明される場合には就労で選考します。育児休業復帰後の派遣・契約先が未定で、その雇用先や雇用条件が就労証明書で証明されない場合は求職活動で選考しますが、就労証明書の「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が記載されている場合は、『調整指数 育児休業等復帰者ソ』(P.50参照)を適用します。

⑨障がい児・特別な配慮が必要なお子さんの申請

認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)は療育施設ではありません。

保育園等の障がい児受入れ基準は、「心身に障がいをもつ児童で、集団保育が可能であり、原則として医療行為の必要がないこと」となります。入園を希望する場合は保育・幼稚園課までお問い合わせください。

お子さんの状態や保育園等の体制等によって受入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、申請前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、保育園等での対応についてご相談ください。また、申請時に申し出がなく内定や入園した場合には、取消しや退園となることがありますので、ご注意ください。

⑩食物アレルギーのあるお子さんの申請

食物アレルギーのお子さんに対しては、医師の指示に基づき除去食の対応をしていますが、在園児の除去食対応人数などにより、新たに受入れができない場合があります。

また、重度の食物アレルギー等の場合は、保育園等により受入れ状況が異なり、ご家庭からお弁当をお持ちいただく場合もあります。必ず、申請前にお子さんと一緒に希望される保育園等の見学を行い、事前に食物アレルギーの対応状況について確認してください。